

特別重点調査に係る失格となる判断基準（住宅建築局を除く。）

以下の点について、1項目でも該当する項目がある場合は、「失格」と判断する。

1. 調査の協力について

- ①ヒアリングに応じない。
- ②調査時に、不誠実な言動がある。
(回答済みの内容が変更される場合も含む。)

2. 特別重点調査資料について

- ①特別重点調査資料（添付資料を含む。）が、すべて整っていない。
《注意事項：資料受付時に、ページ数と合計枚数の確認を行う。欠落が無いように提出前に十分確認すること。》

3. 設計数量、材料の品質の確保について

- ①設計図書、仕様書で定める数量及び品質・規格を満足していない。
- ②材料、製品について、設計仕様に適合した品質、規格を満足していない。
- ③建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様書等に合致していない。

4. 工程表について

- ①指定した工期内に完成する工程表となっていない。
- ②指定の工法による工程表となっていない。
- ③提出された工程表について、的確な説明ができない。
- ④総合評価落札方式（技術提案型）の場合、その内容が工程表に反映されていない。

5. 積算内容について

- ①積算内訳書、内訳書及び内訳書に対する明細書に違算がある。
- ②金額が一括計上されているため、内容が確認できない。
- ③積算内訳が正しく記載されていない。
 - イ. 積算内訳書及び内訳書の合計額が一致していない。
 - ロ. 内訳書に対する明細書の金額が内訳書に正しく反映されていない。
 - ハ. 共通仮設費内訳書及び現場管理費内訳書の内訳書に正しく反映されていない。
 - ニ. 施工不能な工法により積算されている。
 - ホ. 総合評価落札方式（技術提案型）の場合、その内容が内訳書・内訳書に対する明細書に正しく反映されていない。
 - ヘ. 記載されているそれぞれの単価及び価格が、「特別重点調査の調査内容」で規定している合理的かつ現実的なものでない。若しくは確認できない。（過去の契約書の写しがすべて整っていない。）
 - ト. 手持資材、自社機械の所属等の確認ができない。
- ④下請負者等の見積額が内訳書・内訳書に対する明細書に正しく反映されていない。
《注意事項：内訳書・内訳書に対する明細書には、必ず、下請け見積書に記載されている額と同額以上を計上すること。なお、下請負者等が見積書を提出後、元請負者と下請負者等の間で協議し、下請負者等が見積額の変更を認めた場合は、下請負者等が了解した旨が確認できる書類を調査資料提出時に添付すること。》

- ⑤労務単価が過去3ヶ月以内に支払った実績のある賃金額を下回っている。若しくは確認できない。又は最低賃金を下回っている。
 - ⑥自社従業員の雇用関係が確認できない。
 - ⑦建設副産物について適正な処理費用が計上されていない。
 - ⑧共通仮設費、現場管理費及び一般管理費について、「調査内容」で規定している内容を満たしていない。
 - ⑨内訳書・内訳書に対する明細書が配付した見積参考資料の様式で作成されていない。
※ 特殊な施工方法等で積算し契約上の施工方法を規定しないもの、総合評価落札方式による技術提案によるものを除く。
 - ⑩算出方法についての的確に説明できない。
 - ⑪取引予定業者からの聞き取りにより、積算内訳書記載価格がいわゆる「指し値」であるなど、不当に低額に設定されたことが明白である。
6. 法令違反や契約上の基本事項について
- ①下請負額 500 万円以上の施工に係る下請け見積書を作成した下請負者が、建設業の許可を受けていない。
 - ②その他法令違反と認められる。
7. 下請け見積書作成について
- ①すべての下請予定業者の見積書（添付資料を含む。）が整っていない。
 - ②工事内容（規模、工法、数量等）に間違いがある。又は確認できない。
 - ③記載されているそれぞれの単価が、「調査内容」で規定している合理的かつ現実的なものでない。若しくは確認できない。（過去の契約書の写しがすべて整っていない。）
※施工に係る下請け見積書については、調査・審査の迅速化をはかるため、出来る限り配布した見積参考資料により作成すること。
 - ④必要とする諸経費が計上されていない。又は確認できない。
※下請負者の諸経費とは、下請負者が配置する主任技術者等の給料・諸手当並びに下請負者が支出する現場経費及び本社経費をいう。
8. その他
- ①「特別重点調査の調査内容」で規定している条件を満足していない。又は確認できない。